

令和 2 年 度

施政方針並びに基本的施策

武蔵野市長 松 下 玲 子

目 次

I	施政方針	1
1	市政運営の基本的考え	1
2	主要な施策について	8
II	予算の規模及び特色	24
1	国及び東京都の予算	24
2	市の予算	24

I 施政方針

1 市政運営の基本的考え

「全員が自己ベスト」「多様性と調和」「未来への継承」という3つの基本コンセプトを掲げた、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催年となりました。大会の成功に向けて、これまで「Sports for All」事業など、市民の皆様が直接トップアスリートに触れる機会の創出や、誰もがスポーツに親しめるような様々な取組みを重ねてまいりました。本年はいよいよ、聖火リレーやセレブレーションなど大会の開催年としての事業も含めて、市民の皆様と共に実行していきます。先日、「5市市長が語る地域自治体連携シンポジウム」に参加し、「東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向けて～各市の取り組みとレガシーの構築について～」のテーマで意見交換を行いました。基調講演をされた車いすバスケットボールの上村知佳選手は、オリンピックとパラリンピックが区別されていること、障がいの有無で分断されることこそをなくしていくべきであると話されました。障がいの有無や年齢、性別、国籍、思想、信条など、全ての人には違いがあります。その違いを認め合い、共に生きる「共生社会」を実現していくことが、東京2020大会のレガシーになるとの力強いお話に共感しました。この大会を契機として、多様性を認め合う共生社会を目指し、市政をさらに前進させていきたいと考えます。

令和2（2020）年度からの10年間の計画となる第六期長期計画を約2年かけて策定しました。目指すべき姿を「誰もが安心して暮らし続けられる 魅力と活力があふれるまち ～未来に挑戦！武蔵野市～」とし、この実現に向けて5つの基本目標と8つの重点施策を掲げています。この間、市民の皆様からの様々なご意見をいただきながら、市内在住の策定委員の皆様との議論や、策定委員と市議会各会派等の皆様との議論などを重ね、市議会特別委員会での審査を経て、市議会本会議では本計画の議案について全会一致で可決をいただきました。策定の過程を通じて、半世紀近く前から積み重ねてきた武蔵野市の長期計画の歴史や、先人の皆様のご努力にも様々な目を向けることができました。ご尽力いただいた全ての皆様に心から感謝申し上げます。今後は、計画策定から実行へと段階が移ります。計画に基づいて、毎年度予算として議会にお示しし、お認めいただいた後に各事業を実施します。これからの、「市民自治」を原則として、長期計画に基づく計画的な市政運営を行っていきます。

「市民自治のまち武蔵野」を実現し続けるためにも、これまで培ってきた武蔵野

市の市民自治や市政運営のルールを明文化し、未来にわたって継承していくことが重要です。そのため、武蔵野市自治基本条例を制定し、より開かれた市政運営と市民参加の一層の推進を図りたく、議案を市議会に上程いたしました。自治基本条例案に規定した常設型の住民投票は、将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項について、住民の発意によって住民の意思を直接確認する住民参画の手法を明文化したものです。議会と市長による二元代表制を補完する制度として確立を図るとともに、この制度を含めて自治基本条例が本市の民主主義をより発展させるものになると考えます。

昨年は、たび重なる台風により、日本各地に甚大な被害がもたらされました。日本における台風や大雨による市民生活への影響は近年顕著であり、これには地球温暖化が影響している可能性が指摘されています。今後も地球温暖化が進んだ場合には、大きな被害をもたらす自然災害がさらに増加すると予測されます。市報むさしの新春座談会にご参加いただいた、国立環境研究所で地球温暖化問題、特に地球規模の気候変動について研究をされている江守正多氏は、今は気候変動ではなく、気候危機であると明確に発言されていました。

この危機をどう回避することができるのか、台風や大雨の被害から何を教訓とし、そして命を守るためにどう備えるか、私たち一人ひとりが環境問題を自らの問題として捉え、環境に配慮した行動を実践することが必要不可欠であると考えます。

本年 11 月の開設を目指す環境啓発施設エコプラザ（仮称）は、環境問題を自分ごととして捉え、考え、行動していく市民の皆様の、環境に関する学びや行動を支える施設でありたいと思います。一人ひとりが考え、行動することで地域や社会はより良く変わります。持続可能な社会の発展を目指し、実践するとともに、武蔵野市から全国、そして世界に向けて発信していきたいと思います。

昨年末に中国で発生した新型コロナウイルスによる感染症については、2 月 3 日時点で、感染者 17,365 名、死亡者 362 名となり、国内、さらに都内でも発生しています。その状況を受け、市では 1 月 31 日に武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置いたしました。今後も国や都の情報を収集し、多摩府中保健所や武蔵野市医師会、そして感染症指定病院である武蔵野赤十字病院などとしっかり連携を取りながら、市民の皆様が安心して生活していただけるよう、市として必要な対策を講じます。

本年は戦後 75 年という節目を迎える年となります。しかしながら、新年早々に米国とイランの対立が深まり、いつとき中東情勢は危機的状況に陥りました。平和な世界を築いていくためには、過去と向き合い、その歴史の中から学ぶ必要がある

と思います。時間の経過とともに、戦争体験者から直接当時の証言を聴く機会がますます限られていく中、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に伝えていくため、引き続き平和事業に取り組んでいきます。人権が守られ、平和で自由で、持続可能な社会を未来へつないでいくために、市民の皆様と共に歩みを進めてまいります。

多様性を認め合う 支え合いのまちづくり

昨年10月、「性の多様性を理解し尊重するまち武蔵野市宣言—レインボームサシノシ宣言」を行いました。性的指向の違いや性の多様性については、まだまだ社会の中で差別や偏見があり、生きづらさを抱えている方々がいます。一人ひとりが自分の心や体と向き合い、その人らしく生きることができ、違いを認め合いながら他人にも自分にも優しくできると、誰にとっても暮らしやすい社会になると思います。差別や偏見など、幸福を追求する権利を阻む要因があるのならば、そうした意識を解消し、互いに認め合い、理解を深めるまちづくりを進めるのは行政の役割であると考え、宣言を行いました。市庁舎内の各部署でこの宣言文を掲示し、意識啓発や取組みを推進するよう促しています。多様性を認め合うことは、時として、少数者への配慮が優先され、多数者の権利が弱まることのように捉えられることもありますが、私は決してそのようには考えません。多数者が少数者に配慮することで、皆が安心して暮らせるようになり、まち全体の活力につながるものであると思います。

そして、一人ひとりの生き方や価値観の多様化が進んでいる中で、自分と違う他者を知り、違いに気づき認め合うことが、支え合いのまちづくりにつながると考えます。

近年明らかになってきた課題の一つに、いわゆる「8050問題」への対応があります。これまで若者の問題とされてきたひきこもりが長期化し、子どもが40代、50代と年を取る一方、親も高齢化して介護が必要となったり、生活に困窮したり、社会から孤立したりするという問題です。こうした世帯をはじめとして、何らかの課題を抱えながらも自らは声を上げにくい多くの方々の存在に気づき、きちんと手を差し伸べ、支え合いによる支援につなげていくことが大切です。

全ての市民が、その年齢、性別、国籍、文化、障がいの有無などにかかわらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるよう、保健、医療、福祉、教育などの地域生活に関わるあらゆる組織と人が連携した、継続的かつ体系的な支援を行っていきます。そして高齢者、子ども、障がい者をはじめ、全ての人が包摂され、一人ひとりの多様性が認められる、支え合いのまちづくりを推進していきます。

未来ある子どもたちが 希望を持ち健やかに暮らせるまちづくり

年が明けて、始業式後の小学校をいくつか訪問しました。各小学校では昔遊びやどんど焼きなど、地域の皆様が子どもたちの健やかな成長を見守る活動をしてくださっています。美味しいお汁粉やお雑煮を食べたり、餅つきをしたりと、それぞれの小学校単位で青少協やPTAの皆様を中心に活発に活動され、子どもたちの笑顔があふれていました。一方で、様々な事情から学校に来ることができない子どももいます。虐待、暴行、いじめ、不登校など、現代の子どもたちを取り巻く環境には、過酷で深刻な問題も山積しています。

全ての子どもは、一人ひとりの個性に応じた、健やかな成長が保障されなければなりません。子どもは基本的人権を持つ存在であり、子どもの最善の利益を第一に考えることを前提として、家庭や学校や地域、あらゆる場面において、子どもの命を守り育まなければなりません。しかしながら現実には、虐待やいじめや事故などで、子どもの命が奪われる、痛ましく目を覆いたくなるような事件も相次いでいます。今を生きる子どもが、未来に向かって健やかに成長することができるよう、全ての市民が支えていかなければならないと思います。

これまで、武蔵野市では子ども・子育て支援法や次世代育成支援対策推進法などに基づき、子どもプラン武蔵野を策定し、全ての子どもが健やかに育ち、全ての子育て家庭が安心して充実した子育てができるように子ども・子育て支援施策を進めてまいりました。子どもプランは5年ごとに改定しており、この中で基本理念を掲げ、目指すべき社会の実現に向けた考え方を示しています。現在、第五次子どもプランの策定に向けた最終段階にきています。この間の子どもプランに基づく計画的な市政運営を評価しつつ、さらに未来にわたって子どもの尊厳と権利が尊重され、行政や学校、家庭や地域における各々の役割を明確化するために、子どもの人権について条例化していく必要性を強く感じています。就任以来、議会の皆様からも度々条例化の必要性についてご質問をいただきました。熟慮を重ねてまいりましたが、現状を鑑み、より進んだ対応を行っていきたいと思います。

コミュニティを育む 市民自治のまちづくり

現在、武蔵野市自治基本条例案を上程し、市議会でも審議を行っていただいておりますが、改めて自治体の自治と市民自治について、考えてみたいと思います。日本国憲法は第8章（第92～95条）で地方自治について規定しています。地方自治は憲法が制度として保障したものです。憲法第92条では、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定めるとあります。では地方自治の本旨とは何か？一般的には住民自治と団体自治の二つの要素からな

り、住民自治とは、地方自治が住民の意思に基づいて行われるという民主主義的要素であり、団体自治とは、地方自治が国から独立した団体に委ねられ、その団体自らの意思と責任のもとに行われることとされています。本市では、全国に先駆けて市民自治のまちづくりが実践されてきており、憲法の保障する地方自治は、まさに武蔵野市の福祉や緑・環境などの様々な施策の中で生きています。

自治とは、自分や自分たちに関する事を自らの責任において処理することです。地域の課題を最もよく知っているのは、そのまちに住む地域の皆様です。より良いまちづくりを行うには、一人ひとりが思い、行動すること、他の人や地域とつながり、共に行動すること、そして、市と市民とが情報を共有して、市政への市民参加が保障され、協働で様々な公共的課題に取り組んでいくことが重要であり、武蔵野市自治基本条例案には、「情報共有」「市民参加」「協働」「計画に基づく市政運営」を自治の基本原則として規定しました。さらに、コミュニティを「市民相互の対話、意見の交流及び連帯を生み出し、市民自治を築いていくための市民生活の基礎単位となるもの」と位置付けています。コミュニティセンターを中心とした地域コミュニティをはじめ、SNSを用いた仮想空間でのコミュニティまで、時代の変化とともにコミュニティの形態は多様化していますが、市民自治の基盤であるコミュニティの重要性に変わりはありません。

今後も地域におけるそれぞれの実情に即した支援を継続し、コミュニティのさらなる活性化を図ることにより、市民自治を発展させていきたいと考えます。

このまちにつながる誰もが 住み・学び・働き・楽しみ続けられるまちづくり

武蔵野市には、人や企業、団体、自然など、「宝物」といえる様々な資源があります。大切なことは、「ないものねだり」ではなく「あるもの探し」です。いまあるものの見方を変えてみたり、再評価をしたりすること、単独ではなく、他のものと組み合わせる新たな価値を見出すことなど、今あるものの探し方と、光のあて方を変えることで、きっと宝物が見つかると思います。当たり前だと思っていたことに光をあてる、当たり前だと思っていたことを疑ってみる。心の声に耳を傾けて、考えて、行動する、それが大切であると再認識しています。

市内では日々、あまり広く知られていない素晴らしい活動が、各地で様々な人たちにより行われています。

市内在住であった故・清原美弥子さんのご寄附をもとに、青少年の善行の表彰や子どもを対象にした活動を行っている団体の奨励を行う「子鳩・けやき表彰」が、先日、30回目の開催となる節目を迎えました。表彰式では、受賞者である子どもから「見て見ぬふりはいけない」とのスピーチがあり、とても印象的でした。子ども

たちの善行を表彰することは、本人に対してだけではなく、その善行を表彰することで大人の気付きにもつながるのだということを改めて実感しました。これはまさに、故・清原美弥子さんが、「この武蔵野市が温かで、他人を思いやる優しいまちになって欲しい」と願ったことにつながっていると感じた表彰式でした。

境南町の紅葉山公園では、毎年夏の2日間、公園内に「おばけ屋敷」が現れます。恐る恐る屋敷内を進むと、おばけたちが次々と出てくる仕掛けに思わず声が出て、背筋が凍りそうになります。地域の青年部の皆様が設営し、中学生の子どもたちも協力し、おばけ役を演じ、訪れる子どもたちを楽しませています。実施にあたって公園内を清掃するなど、長年にわたる地域の皆様の心がけにより、子どもから大人までの素敵な交流と地域への愛着が生まれています。

これらは一例ですが、他の地域でもそれぞれ特色ある活動が、様々な人たちの手によって長年にわたり継続して取り組まれており、改めて魅力的なまちづくりが行われていることを実感します。

様々な市内の活動に光をあてて、市民の皆様に知っていただくこと。市民の皆様同士がつながり、新たな価値を創造する、そのためのプラットフォームとなること。市がそうした役割を果たしていけるように取り組んでいきたいと思います。

限りある資源を生かした 持続可能なまちづくり

昨年の台風では、友好都市である千葉県南房総市が大きな被害を受けました。台風15号では暴風が大きな被害をもたらし、鉄塔や電柱がなぎ倒され、長期にわたる停電・断水が発生したとともに、屋根が飛ぶなど多くの家屋が損壊し、市民生活に大きな影響が出ました。武蔵野市交流市町村協議会における災害時相互支援に基づき、発災直後、速やかに必要な物資を届けるとともに、職員を派遣し、被災した家屋の調査などに協力しました。また台風19号による被害では、各地で河川の氾濫や土砂崩れなどにより大切な人命・財産が失われ、改めて自然の脅威を感じました。武蔵野市には大きな河川や急傾斜地はありませんが、地震だけではなく台風による停電や断水、内水氾濫による浸水など甚大な被害をもたらされることを改めて教訓としなければなりません。

学校施設の建替えのほか、公園や道路、上下水道の再整備や維持管理など、市民生活に大きな影響を与えるインフラ整備を計画的に行い、安全で安心な市民生活を提供することが行政の大きな役割であると考えます。言うまでもなく全ての資源は有限です。限りがあるからこそ、様々な事業に優先順位を付けて、計画的で持続可能な財政運営を維持していかなければなりません。必要なもの、不必要なもの、やるべきこと、やったほうが良いことを整理して行政としての公の役割を果たしてい

きたいと考えます。

私はこれまで、行政とはどうあるべきか、何を行うべきかを常に考えてまいりました。幸せの定義は人それぞれであり、幸せは一人ひとりが追求すべきものと考えます。一方で、病気や貧困による生活困窮などは、行政ができるだけ取り除き、特に弱い立場の人や、困っている人に手を差し伸べて、一人ひとりが安心して暮らすことができるための土台を築くことが重要であると考えます。

新たな長期計画に掲げる「誰もが安心して暮らし続けられる 魅力と活力があふれるまち」を目指し、果敢に挑戦する気概を持って、今この瞬間を大切に、命を大切に、市民の皆様と共に未来に向かって進んでいきたいと思いをします。

2 主要な施策について

令和2（2020）年度の主要な施策について申し述べます。

第1 健康・福祉

まちぐるみの支え合いを実現するための取組み

武蔵野市における地域包括ケアシステムのさらなる推進に向けて、令和元（2019）年度に実施した各種実態調査などの結果を踏まえ、高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定します。また、障害者実態調査の結果などを踏まえ、地域自立支援協議会委員で構成された策定委員会において、障害者計画・第6期障害福祉計画の策定を行います。

事業開始から20年を迎えるレモンキャブについて、利用者の一層の安全・安心のためにバックモニター及び後方も記録できるドライブレコーダーの設置を行うとともに、新たに副運行管理者制度を創設し、運行管理者の負担軽減とサポート体制の充実を図ります。

地域活動支援センターであるライフサポートMEWとコットの人員体制を強化することにより、MEWにおいては居場所機能、地域移行や居住支援の強化、コットにおいては月2回の土曜日開所実施など、支援の充実を図ります。

本市の食育活動を広くPRし関心を高めるため「食す、見る、聞く、感じる、体験する」など、「食」ならではの五感を使った体験を通して市民に伝える「食育フェスタ」の開催など、今後の食育活動をさらに広げます。

新たに定期接種化されるロタウイルスワクチンの予防接種を開始します。

がんによる死亡率減少を目指し、新たに女性のための託児付き3がんセット検診や胃がん内視鏡検診を開始します。

30歳代を対象とする若年層健診に、健診受診機会のない15歳から29歳までを新たに対象に加えることで、義務教育期間終了以降の受診機会の確保と、若年期からの受診習慣の形成、メタボリックシンドロームなどの生活習慣病予防及び健康管理への意識の改善を図ります。

データヘルス計画に基づく保健事業の充実として、令和元（2019）年度に実施した糖尿病重症化予防事業に加え、重複・頻回受診への取組みなどを行います。

生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化

吉祥寺地区の病床数が減少している状況に不安の声が寄せられる中、この地区における救急病院や災害拠点連携病院などの医療資源を確保する立場から、病床

の確保に向けた取組みについて、助言や支援を引き続き行ってまいります。

武蔵野赤十字病院は高度急性期医療、三次救急医療機関であるほか、災害拠点病院の役割を担っていることから、病棟の建替えに伴うがん医療対策や周産期医療のさらなる充実などに対して補助を行います。

医療と介護の両方を必要とする高齢者などが安心して在宅生活を送れるよう、医療・介護関係者の合同研修や相談・調整を行い連携を推進するとともに、講演会の開催やリーフレットの配布など、在宅療養に関する普及・啓発を行います。

安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実

武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、後見人と関係機関との連携を図るため、市と武蔵野市福祉公社とが連携して地域連携ネットワークの中核機関となり、市民への周知啓発、後見人支援などを拡充し、被後見人とその家族の安心につなげてまいります。

多様な課題を抱えた生活困窮者に対し、包括的な相談支援を実施し早期自立を支援します。より複雑な課題のある生活困窮世帯の子どもに、個別的・専門的に対応する学習支援教室を増やし、学習支援事業の充実を図ります。

生活保護受給者のうち、疾病や障がいなどの理由から適切な金銭管理が困難な場合への対応として、安定した社会生活を維持できるよう専門職による生活保護費などの金銭管理を行うことにより、さらなる自立を支援します。

福祉人材の確保と育成に向けた取組み

福祉サービスを担う人材の確保と育成や質の向上を一体的に行う機関として開設した地域包括ケア人材育成センターにおいて、人材養成、研修・相談、就職支援、事業者・団体支援の4つの事業を柱にさらなる展開を図ります。医療的ケアの必要な高齢者や障がい者の増加に対応するため、令和2（2020）年度から介護職を対象とした喀痰吸引等研修を実施します。

介護・看護人材の確保や、事業者間の先進的な取組みの共有を図る機会として「ケアリンピック武蔵野 2020」を開催し、サービスの質の向上を図るとともに介護・看護職員が夢と誇りを持って働き続けられるよう支援してまいります。

新しい福祉サービスの整備

桜堤ケアハウスデイサービスセンターの機能転換を図り、肢体不自由児や医療的ケア児などを対象とした、放課後等デイサービス事業を実施するとともに、地域療育システムの中核的な機能を担っている「相談部ハビット」のサテライトオ

フィスを設置します。

みどりのこども館において、相談体制の強化や定員の拡大を図ってきた「相談部ハビット」と「通園部ウィズ」を一体化し、国の構造改革特区制度の活用により、令和2（2020）年4月より「児童発達支援センター」として開設します。

くぬぎ園跡地の活用については、平成30（2018）年12月に着工した介護老人保健施設「サンセール武蔵野」が令和2（2020）年4月に開所することになりました。介護老人保健施設100床に加え、定員60名の通所リハビリテーション、定員30名の訪問看護ステーションを有し、市西部の高齢者福祉施設としての役割が大いに期待されています。また、同じ敷地内に令和2（2020）年12月に開設される予定の「日中サービス支援型グループホーム」により、障がい者の重度化・高齢化への対応の充実を図ります。

中町3丁目の国有地を活用し、地域密着型特別養護老人ホームと小規模多機能型居宅介護施設を開設する事業者へ施設整備補助や開設支援などを行います。

東京都との合築施設である吉祥寺ナーシングホームについて、今後見込まれる老朽化に対応していくため、令和元（2019）年度に都が実施した建物状況調査の結果に基づき、都と連携して大規模修繕の基本計画を策定します。

第2 子ども・教育

子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり

妊娠期からの切れ目ない支援・相談体制として、保健、医療、福祉、教育などの関係機関の連携により、子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備を令和3（2021）年4月に向けて進めます。また、全ての妊産婦及び子どもの状況を継続的に把握し、相談業務に必要となるシステム環境の整備を図ります。

児童虐待を防止し、子育てに不安を持つ家庭を支援するために、相談事業の強化・充実、育児支援サービス、関係機関との連携を推進します。

安心して産み育てられる子育て世代への総合的支援

子どもの保健を向上させ、子育て家庭の経済的負担を軽減して必要な医療を安心して受けられる環境を整備するため、子どもの医療費助成の対象を15歳から18歳までに拡大し、所得制限なく無償とする仕組みを検討し、制度の導入を目指します。

幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、無償化の対象外となる給食費を公費負担とするため、幼稚園などについても、給食費などの負担軽減を図ります。

待機児童のゼロを達成したうえで、希望する保育施設に入所できるようにする

ため、認証保育所の認可化により、引き続き3歳以降の受入れ枠の確保を含め認可保育所の定員枠の拡充を図ります。

保育施設の定員を拡大する中で、市内保育施設の保育の質のさらなる向上のため、保育従事者を対象とした研修を継続するほか、重大事故防止のための巡回支援指導員や保育総合アドバイザー、保育相談員の充実などを図ります。

市立保育園の役割やあり方について、令和元（2019）年度は、国の制度変更の影響を加味しながら庁内で検討を行ってきましたが、令和2（2020）年度は市内の保育の状況や外部有識者などの意見を踏まえながら検討してまいります。

学童クラブについては、質の向上を推進するとともに、低学年児童の待機児童を出さないよう学校敷地及び隣接地での整備を行います。学童クラブ児童の増加している一小学童クラブについて学童クラブ棟の増設工事を行います。

学童クラブにおける4年生以上の受入れについて、保護者ニーズの高い学校長期休業中の一時育成事業について、実現に向け検討を行います。

あそべえ早朝校庭開放事業について、市直営の体制から武蔵野市子ども協会へ委託することとし、地域子ども館事業の一体的な運営を行います。

子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援する施策の充実

地域の子どもやその保護者が気軽に立ち寄ることができ、栄養バランスの取れた食事と相互に交流を行う場を提供している子ども・コミュニティ食堂を支援するため、運営費の一部を補助します。

地域における相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業、妊婦面接における子ども・子育て応援券の配布、吉祥寺駅周辺におけるベビーカー貸出しサービス事業など、まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業を、引き続き行政の分野の枠を越えて推進します。

子どもの「生きる力」を育む

長期宿泊における自然体験や農業体験を通して、豊かな感性や自主性、協調性などを育むセカンドスクール・プレセカンドスクールについては、活動のねらいを一層明確にしつつ、引き続き実施します。また、より効果的なあり方について検討委員会を設置して検討します。

不登校に対応する体制を強化するため、スクールソーシャルワーカーを3名増員して6名体制にするとともに、不登校児童生徒を支援する「家庭と子どもの支援員」の対象校を拡充します。さらに、高等学校などへの進学後も見据えた相談支援、学習支援、体験活動などを行う学びの場を開設します。

特別支援学級や特別支援教室における指導・支援の充実のため、小学校特別支援教室の拠点校を増設するとともに、全中学校における特別支援教室の開設や中学校特別支援学級の指導補助員の増員を行います。

小学校特別支援学級設置校に交流共同学習支援員を配置し、特別支援学級の児童と通常の学級の児童との交流及び共同学習の機会を拡充することにより、インクルーシブ教育システムを推進し、一人ひとりの教育的ニーズに対応することを目指した連続性のある多様な学びの場づくりを進めます。

児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援のさらなる充実を図るため、小中学校特別支援学級、中学校特別支援教室及びチャレンジルームにタブレットなどのICT環境を整備します。

教育環境の充実と学校施設の整備

学校施設整備基本計画に基づき、第一中学校及び第五中学校の改築に向けて基本構想・基本計画を策定します。改築準備として、アスベスト検体調査、境界確定、敷地測量を行います。

日差しが強く高温になる時期に開催される運動会などの屋外行事の際に児童生徒等が熱中症になることを防ぐため、小中学校のテントを増設します。

市が独自に学校に配置する学習指導講師を増員し、教員の授業の持ち時間を減らすことで、働き方改革の推進及び教材研究などの充実による授業の質の向上を図ります。また、放課後などに学習支援教室を実施するほか、授業中に教員とともに指導を行う学習指導補助員を配置することにより、個に応じた指導を一層進めます。

中学校部活動指導員については、令和元（2019）年度のモデル校による試行により、部活動の指導内容の向上や教員の負担軽減に効果が認められたため、全中学校に1名ずつ配置します。

児童生徒数の増加に対応し、市立小中学校に給食を安定的に供給するため、学校給食桜堤調理場の建替えに向けて建設工事を進め、令和3（2021）年度の2学期からの給食提供を目指します。

第3 平和・文化・市民生活

多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築

過去の戦争の記憶が風化していく中、戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代に継承していくため、市民と共に平和啓発事業を実施するほか、令和2（2020）年で戦後75年を迎えることから、青少年平和交流派遣団として中高生の長崎市への

派遣を行います。また、戦争体験者が自らの体験を語る音声と映像の3作目を作成します。5月には憲法への関心と認識を深めてもらう事業を行います。

第四次男女平等推進計画を着実に進めるよう、「ヒューマンあい」を推進拠点として、相談や研修・啓発など各種の男女平等施策を市民活動団体との協働で進めます。また、多様性への理解促進を図り、パートナーシップ制度の導入について検討します。

外国籍市民の増加に伴い、育児・教育・福祉・防災など様々な分野で生活支援のニーズが高まっています。これらの実態を把握し、庁内外の関係機関と連携して多文化共生社会のさらなる進展に向けた環境の整備を図るため、市及び武蔵野市国際交流協会の体制を強化します。

災害への備えの拡充

被災時における支援物資の受入れや物資の供給に係る体制、関係機関との役割分担などを整理し、物資拠点に集積して避難所に送り届けるまでの具体的手順のマニュアル化を行います。

災害対策本部の情報収集・集約強化を図るため、防災情報などのシステムを更新します。

平成30(2018)年度から3年間をかけて実施している固定系の防災行政無線のデジタル化について最終年度の整備を実施します。

災害時の緊急初動態勢を強化するため、市内の世帯用賃貸物件の借上げを行い、初動時の要員確保の充実を図ります。

消防水利を整備するために、既設消火栓を計画的に点検・更新し、市民の安全・安心の向上を図ります。

大規模な震災が発生した際に、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へと円滑に移行ができるよう、東京都震災復興マニュアルとの整合を図りつつ、震災復興に関する基本方針を2か年にわたり作成します。

近年増大している都市型集中豪雨による浸水被害の軽減及び水環境の保全を図るため、吉祥寺北町のわんぱく公園に雨水貯留浸透施設を設置するための実施設計を行います。

震災時に沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防ぎ、救助救命、消火活動、物資の輸送などが支障なく行えるように、東京都と連携を図りながら沿道建築物の耐震化に要する費用の一部を助成します。また、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、重点項目を定めて戸別訪問などを実施し、住宅耐震化促進のための取組みを行います。

安全・安心なまちづくり

市民が安全に安心して暮らせるまちづくりを推進するため、引き続きホワイトイーグルやブルーキャップ、市民安全パトロール隊などによるパトロールの実施や、警察などの関係機関・団体などとの連携による防犯活動を展開します。また、依然として減らない特殊詐欺被害の発生抑止のため、様々な啓発を行うとともに、自動通話録音機の無償貸出しなども引き続き実施します。

地域社会と市民活動の活性化

第四期コミュニティ評価委員会による各コミュニティづくりの評価や、「これからの地域コミュニティ検討委員会」の議論から生まれた地域フォーラムやコミュニティ未来塾むさしのなどの振り返りを踏まえて、今後もそれぞれの地域の実情に即したコミュニティづくりの支援を行ってまいります。また、安全性・利便性向上のため、各コミュニティセンターに防犯カメラを取り付け、体育施設に冷暖房機器を設置します。

地域における公益的な市民活動を促進していくために、今後 10 年程度を対象とする次期の市民活動促進基本計画を、令和 3（2021）年度にかけて策定します。

より多様な事業の支援や団体の自立的活動を後押しするため、公益的事業などを行う団体がクラウドファンディングを活用して資金調達する際に必要となる費用の一部を新たに補助します。

豊かで多様な文化の醸成

武蔵野市文化振興基本方針を具体的に進めていくため、令和元（2019）年に設置した武蔵野市文化施設の在り方検討委員会により、これからの文化施設が担うべき役割と駅勢圏ごとに必要とされる機能などについて検討します。

いよいよ本年に開催となる東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、市内関係団体と設置した実行委員会と共に、駅前でのイベント実施や、スポーツボランティア、来街者を歓迎する取組みなどを充実します。7 月 17 日に市内を走る聖火リレーとセレブレーションは、東京都などと役割分担を行いながら、会場・沿道の準備やスタッフ・ボランティアの確保などを行って安全に実施するとともに、市民の記憶に強く残るイベントとしてまいります。

東京 2020 大会の開催にあたり、ルーマニアのホストタウン事業の集大成となる取組みとして、大会期間中の選手の応援企画や選手との交流の機会を設けるなど、国際交流を深めてまいります。

市立小中学校が学校単位で東京 2020 大会を観戦するにあたり、看護師の同行やバスの借り上げなど、安全に観戦できる環境を整えます。

アートを通して多様性を大切にする地域づくりの一環として、実行委員会を組織し、アール・ブリュット事業を実施します。作品の公募を行い、7月に吉祥寺美術館での展示を行います。

多様な学びや運動・スポーツ活動の推進

誰もが一緒にスポーツに親しむことができる環境づくりを目指し、「Sports for All」イベントを実施します。オリンピック・パラリンピック競技を中心に、市民、特に子どもたちの心に残る体験を提供します。

武蔵野市スポーツ振興計画の次期改定に向けて、スポーツに関する市民意識や市立体育施設に対する市民ニーズの調査を行い、現状と課題を整理します。

子どもの読書環境のさらなる充実を図るため、平成 23（2011）年度に策定した子ども読書活動推進計画を改定します。

ブラインド水泳体験や障がい者のためのスポーツ広場などを実施することで、障がい者への理解促進及び障がい者スポーツの周知を図り、障がいの有無にかかわらず、気軽にスポーツをすることができる環境づくりを目指します。

まちの魅力を高め豊かな暮らしを支える産業の振興

本市が今後も選ばれるまちであり続けるために、武蔵野市産業振興計画に基づき、市内三駅圏の特性を生かした都市型産業を育成し、市の魅力の発信や地域の産業振興を図ってまいります。

ふるさと納税制度を活用した武蔵野市ふるさと応援寄附事業をさらに進め、寄附金を活用した市民サービスの充実とともに、体験型なども含めた地域の魅力的な返礼品を用意し、市のPRと地域産業の振興につなげます。

市内コンテンツを生かし、様々なクリエイターの活動にも注目しながら、武蔵野市らしい新たな事業連携を生み出す仕組みの検討を行うため、市内団体調査、各種イベント調査などを実施します。

市内事業者の経営を支援するため、従来の「むさしの創業サポートネット」を再編し、創業支援だけでなく、事業承継支援の取組みについても検討します。

認定農業者への支援に加え、比較的小規模の農業者への支援を進めるため、武蔵野市独自の新たな都市型認定農業者制度を創設し、経営改善計画に基づく支援として農業用機械の購入や農業用施設整備に対して補助を行い、農業振興を図ります。

農地の持つ防災や環境保全などの多面的機能をより発揮させるとともに、地域住民に配慮した基盤整備により貴重な都市農地の保全を図るため、都市農地保全支援プロジェクトにより、市内3か所の農地における土留めとフェンス設置に補助を行います。

第4 緑・環境

刻々と変化する環境問題への対応

新たに設置する環境啓発施設エコプラザ（仮称）については、引き続き様々な主体が参加する連携会議や、環境の学校などの事業を進めるとともに、11月の開設後は多様な環境啓発の拠点として、地域やまちに根差した市民参加型の施設運営を行ってまいります。

令和3（2021）年度からの計画期間である第五期環境基本計画の策定に向け、令和元（2019）年度に実施した基礎調査や社会動向などを踏まえ、環境基本条例の基本理念実現に向けた計画策定を進めます。

地球温暖化対策の推進

クリーンセンターのごみ発電による公共施設へのエネルギー地産地消事業を拡充し、一層の二酸化炭素の排出削減を図ります。3か年計画の最終年度となる令和2（2020）年度は、蓄電池を稼働させ、地域エネルギーマネジメントを推進することで、エネルギー需給の最適化を目指します。

市域の総エネルギー使用量を削減するため、住宅用のエネルギーマネジメント、省・創・蓄エネ機器の設置費用や既存窓の断熱改修費用の一部を助成します。

設置後40年が経過し老朽化した市庁舎の蛍光灯を2か年にわたりLED照明器具に改修して消費電力削減を図ります。

東京都の交付金などを活用して電気自動車6台及びプラグインハイブリッド自動車2台を買い替えることにより、走行時の二酸化炭素排出を削減するとともに、クリーンセンターのごみ発電による夜間電力を有効利用し、エネルギーの地産地消に寄与します。

「緑」を基軸としたまちづくりの推進

本市では、昭和48（1973）年に武蔵野市民緑の憲章を制定して以来、緑を大切にする施策を長年にわたり継承してきました。市内の貴重な緑を次世代に継承していくために、今後も可能な限りの拡充と積極的な維持・保全に努めます。市への売却の意向が示されている吉祥寺本町4丁目のナミュール・ノートルダム修道

女会の敷地については、市内に残された貴重な緑の保全とともに、歴史的・文化的価値の高い建物の保存を目的として、取得に向けて手続きを進めてまいります。

新たにオープンを予定している吉祥寺東町農業公園は、「農」に対する理解や知識を向上させる学びの場とするとともに、幅広い年齢層の人と人とのつながりを実感できる場として運営管理を行います。

中央通り公園の木製複合遊具の更新や、長寿命化の視点による公園施設の更新などを実施します。また、まちに潤いを与え、良好な景観要素である街路樹の保全を引き続き行ってまいります。

減少傾向にある民有地の緑の保全と創出のため、保存樹木などの地域のシンボルとなる緑に対するより効果的な支援策について引き続き検討してまいります。

省エネルギー・省資源型の持続可能な都市の構築

クリーンセンターに搬入される事業系廃棄物について、近年増加傾向にあることから、事業者に対する立ち入り検査、エコパートナー表彰、搬入検査、展開検査など、事業者に対する減量、資源化の取組みを引き続き実施します。

容器包装リサイクル法の省令改正に伴うレジ袋の有料化が、令和2（2020）年7月に実施されることから、レジ袋削減に向けたキャンペーンや制度周知などの啓発を実施します。

様々な環境の変化に対応した良好な生活環境の確保

路上禁煙地区内での路上禁煙の徹底と受動喫煙防止を図るため、4月から三鷹駅北口に閉鎖型喫煙所を設置します。その効果を踏まえつつ、吉祥寺駅前にも閉鎖型喫煙所を設置し、武蔵境駅前への設置についても検討します。

「ミカレットさかいみなみ」について、今後の施設整備のあり方に関する調査検討を実施します。

新たに、特定外来生物アライグマと外来生物ハクビシンへの対策を行い、在来種の保全、生活環境への被害軽減・防止を図ります。

第5 都市基盤

個性あふれる魅力的な地域のまちづくり

都市計画マスタープランを改定するため、改定委員会を開催し、将来像や将来都市構造、分野別方針、地域別方針などを検討するほか、市民意見の把握や市民参加の促進のため、ワークショップやシンポジウムなどを開催します。

良好な都市景観の創出、防災機能の向上、歩行空間の確保を図るため、景観整

備路線事業計画に基づき事業を促進します。令和 2（2020）年度は、市道第 17 号線（中央通り）などの道路及び電線共同溝の設計・調査、市道第 129 号線（三鷹補助幹線道路）の土地の購入、無電柱化推進計画の策定に向けた基礎調査などを行います。

農地を維持・保全していくため、平成 29（2017）年に改正された生産緑地法に基づき、特定生産緑地の指定に必要な現地踏査や地図などの資料を作成し、指定手続きを進めます。

将来にわたり持続性ある都市基盤づくり

〔道路分野〕

道路総合管理計画を踏まえ、計画的な道路改修を実施します。バリアフリー道路特定事業では、境南町の市道第 73 号線の道路改修工事を行います。

また、橋りょう長寿命化計画に基づき、よろず橋の詳細設計、うど橋ほか 1 橋の補修設計及び新橋ほか 7 橋の定期点検調査などを実施します。

小型街路灯の照度アップによる安全・安心の向上及び二酸化炭素の排出量削減などによる環境負荷の軽減を図るため、平成 30（2018）年度より 3 か年にわたり、市内約 6,000 基の小型街路灯の LED 化を進めてきました。令和 2（2020）年度は、引き続き残り約 1,800 基の LED 化を進め、小型街路灯の LED 化を完了させます。

市民との協働による質の高い道路管理を目指し、令和元（2019）年 9 月より SNS を活用した道路通報システムの試行運用を開始しました。令和 2（2020）年度は、システムの運用範囲を広げ、事務の効率化につながるように、システム改修を行います。

〔下水道分野〕

将来にわたり安定的に良質な下水道サービスを提供していくため、下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的な下水道施設の点検・調査及び改築設計・工事を実施します。また、効率的かつ持続可能な事業運営を目的として、複数業務を包括化して複数年契約する方式の導入可能性について検討を行います。

令和 2（2020）年度から公営企業会計に移行する下水道事業会計の適切な運用を行い、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ります。

老朽化した石神井川排水区の既設雨水管について、新設した雨水幹線への切替え及び閉塞工事などを令和 3（2021）年度までに実施します。

[水道分野]

水道は、市民生活の最も重要なライフラインの一つであるため、平常時のみならず災害時への対応として、配水管の新設や老朽管の更新などを行い、配水管路の耐震化を推進します。また、浄水場施設及び水源施設について施設保全計画に基づき維持・更新を図ります。

給水収益の減少、施設の維持・更新、自然災害への対応などの課題が顕在化する中、安全で安定的な水道供給の持続性を高めるため、都営水道への一元化を目指した取組みを引き続き推進します。

誰もが利用しやすい交通環境の整備

武蔵野市バリアフリー基本構想の令和3（2021）年4月の改定に向けて、既存のバリアフリーネットワーク会議に加えて、改定委員会を設置し、次期基本構想の検討を進めます。

自転車、歩行者などにとって安全な交通環境を創出するため、自転車走行環境づくり推進計画に基づき、市道第240号線ほか5路線について自転車走行空間の整備を行います。

ムーバスの持続可能な運行に向けた現状把握のため、フォローアップ調査を行います。また、バス停留所について専門的な視点による点検調査を実施し、適正な維持管理を行います。

持続的な交通事業の展開を図るため、ムーバスや自転車駐車場における今後の事業展開や利用体系について、市民サービスのあり方や受益者負担などに留意しながら、その適正なあり方を検討します。

安全で快適な道路ネットワークの構築

交通の円滑化、防災性の向上などを図るため、事業着手済みの区画道路の用地取得及び拡幅整備を行います。令和2（2020）年度は市道第79号線（富士見通り）の道路整備工事などを行います。

都市計画道路については、整備するものは整備し、見直すものは見直すという考え方にに基づき、引き続き関係機関と調整を行うとともに、沿道土地利用に関して、必要な調査を実施し、より地域の実情に即した計画となるよう検討や調整を行います。

都市高速道路外かく環状線については、事業進捗にあわせた適時適切な情報提供と安全・安心な事業の実施を事業者に対して要請していきます。外かく環状線の2については、今後も地域住民の意見を十分に尊重するとともに、隣接区市と

の連携を図りながら、東京都に対して丁寧な対応を求めています。

安心して心地よく住み続けられる住環境づくり

国、東京都などにおける住宅施策の動向や社会状況、第六期長期計画などを踏まえ、質の高い住まいや住環境づくりなどの住宅施策を総合的かつ体系的に推進するため、令和3（2021）年度を計画初年度とする第四次住宅マスタープランを策定します。

第四次住宅マスタープランの策定の中で検討する市営住宅・福祉型住宅などのあり方や、市営住宅の建物劣化調査結果などを踏まえ、公共施設等総合管理計画の類型別施設整備計画として市営住宅長寿命化計画を改定します。

東京都の条例に基づき、分譲マンションの適正管理のため、昭和58（1983）年12月31日以前に建てられた6戸以上のマンションの管理組合に対し、基本的な情報の届出制度の運用を開始し、マンションの適正な管理を促進します。

活力とにぎわいのある駅周辺のまちづくり

（1）吉祥寺駅周辺

南口駅前広場整備によるバス降車場、タクシープールなどの確保に向け、関係機関、地元との協議・調整を継続的にを行います。また、用地取得の進捗に応じて、付随する用地測量や暫定整備を庁内関係部署と連携を取りながら進めます。

令和元（2019）年度内に改定される吉祥寺グランドデザインに基づき、NEXT-吉祥寺の改定を行います。第六期長期計画などとの整合性を図りつつ、今後10年間の吉祥寺のまちづくりの方策をまとめます。また、吉祥寺地区の中長期的なまちづくりを考えるにあたり、将来的に発生する可能性のある施設整備などに係る行政ニーズについて全庁的な検討を行います。

（2）三鷹駅周辺

三鷹駅北口街づくりビジョンに基づき、駅周辺の交通体系などの検討を進めるとともに、道路空間の継続的な利活用の可能性を調査検討する社会実験を実施します。また、三鷹駅北口駅前広場については、実験的に行っている交通安全対策の検証結果を踏まえ、改修プランの検討を行います。

（3）武蔵境駅周辺

本年開催される東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の会場である東京スタジアムや武蔵野の森スポーツプラザへの、JR中央線からの結節点と

なるため、来街者歓迎のプロモーションを行います。

平成 29（2017）年度に事業採択された東京都の「第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業」に伴う都市計画道路 3・4・2 号線（天文台通り）の用地取得を行います。

第 6 行財政

市民参加と連携・協働の推進

2 か年にわたって策定作業を行ってきた第六期長期計画は、多くの市民の皆様のご意見を聞き、それらを反映しながら作り上げました。今回、市民ファシリテーターの導入や、中高生世代広場の実施などの新しい試みを行いましたが、今後もより幅広い市民が市政について自分ごととして考え、そして意見を出していただけのような市民参加の取組みを進めてまいります。

現在上程している自治基本条例案が議決を経て制定された場合には、条例の内容を広く周知するとともに、この条例の制定に伴い必要となる住民投票制度や行政評価制度などの個別課題について検討を行います。

効果的な広報・広聴の仕組みづくりとシティプロモーション

武蔵野市公式ホームページを作成・管理するシステムについて、令和 3（2021）年 7 月の更改に向けて事業者選定を行います。現状の機能を維持しつつ、災害やアクセス集中への備えを強化し、さらにわかりやすいサイトに改善します。

令和元（2019）年から SNS を活用した道路通報の仕組みを導入しましたが、令和 2（2020）年度は、利用者が希望するジャンルに関する情報の配信機能などを新たに追加します。さらに運用を進めながらメニューや機能の充実を図っていきます。

市民の多様なニーズや地域が抱える課題などを的確かつ効率的に把握するため、これまで 4 年ごとに実施していた市民意識調査と、毎年実施してきた市政アンケートについては、交互に隔年で実施してまいります。

公共施設等の再構築と市有地の有効活用

各類型別施設整備計画の策定に向けた複合化や多機能化の議論を深めるとともに、公共施設等総合管理計画の改定のための基礎資料として、各施設の利用状況などを記載した公共施設カルテを作成します。

開設から 30 年以上が経過し、大規模改修が必要となっている保健センターは、同様の状況にある障害者福祉センターや高齢者総合センターとあわせて、一時移

転なども視野に入れ、その影響を十分に考慮して計画的に改修を行うための手法の検討や各種調整を行います。

老朽化が進む公共施設への対応として、劣化調査に基づく計画的な保全整備を引き続き実施し、各施設の機能維持及び延命化を図ります。

福祉目的で遺贈を受けた吉祥寺東町の市有地について、検討委員会の答申及び令和 2（2020）年度に実施する市内検討委員会の議論を踏まえ、運営主体や手法の検討にあたり、公民連携可能性調査を実施するなど、利活用の早期実現を目指します。

社会の変化に対応していく行財政運営

持続可能な市政運営を実現していくため、第六期長期計画における市政の方向性に基づき、第六次行財政改革基本方針及びアクションプランを策定します。また、既存の事務事業の見直しを効果的に進めるための新たな仕組みの構築を検討します。

市の公の施設におけるより一層の市民サービス向上のために、現在行っているモニタリング評価について、内容の拡充を検討します。また、次期指定替えに向けて、公募導入の検討など、本市の指定管理者制度に関する基本方針の改定などについて多角的に検討します。

武蔵野文化事業団と武蔵野生涯学習振興事業団の持つ資源を有機的に結び付けた効果的な事業展開によるさらなる文化の発展を図るため、両団体の統合に向けた取組みを支援します。

I C Tの活用については、第六次総合情報化基本計画に基づき、A I やR P Aなどの技術動向を踏まえ、業務の効率化と市民サービス向上を目指して着実に推進してまいります。

令和 2（2020）年 11 月に、市税と国民健康保険税の収納・徴収体制を統合することで、窓口の一元化による市民サービスの向上及び事務の効率化と、徴収率の向上を図ります。

国内の人口及び世帯の実態を把握し、国及び地方公共団体における各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的として、統計法に基づく基幹統計調査である国勢調査を実施します。

多様な人材の確保・育成と組織の活性化

職員が本市の現状を客観的な視点から適切に評価し、先進的な政策を立案する能力を高めること及び職員の専門性の向上を目的として、職員研修の充実を図り

ます。また、会計年度任用職員への移行に伴う研修を実施します。

障がい者の就労支援及び障がいや障がい者就労に対する職員理解の促進を図るため、障がい者を対象とした会計年度任用職員の任用を行います。

Ⅱ 予算の規模及び特色

次に予算の規模及び特色について申し述べます。

1 国及び東京都の予算

令和2（2020）年度の国の予算は、消費税増収分を活用した社会保障の充実、経済対策の着実な実行、歳出改革の取組みの継続により、経済再生と財政健全化を両立する予算として編成され、一般会計予算は、前年度に比べて1.5%増の100兆8,791億円となっており、8年連続で過去最大を更新しました。歳入では、税収が名目経済成長率の見通しを2.1%として消費税率引上げに伴う増収分を見込み、63兆5,130億円としています。新規国債発行額は前年度に比べて1,043億円の減となり、公債依存度が31.7%と低下しています。歳出では、医療や介護などの社会保障関係費が前年度に比べて1兆7,495億円増の35兆8,121億円で歳出全体の35.5%を占め、消費税率引上げに伴う充実策とされている幼児教育・保育の無償化や高等教育の無償化などによる歳出経費が増加しています。

東京都では、令和2（2020）年度予算を「東京2020大会を確実に成功させるとともに、成長と成熟が両立した、輝ける未来の東京を創る予算」と位置付け、一般会計の規模は前年度に比べて1.4%減の7兆3,540億円と過去最大であった前年度に次ぐ予算規模となりました。このうち都税収入は、前年度に比べて1.1%減の5兆4,446億円となっています。政策的経費である一般歳出も、前年度に比べて1.2%減の5兆5,332億円となっており、東京2020大会を確実に成功させるとともに、東京が成長を生み続ける成熟都市として進化を図るための取組みに重点的に予算配分を行ったとしています。

2 市の予算

（1） 予算編成方針

新年度予算は、「誰もが安心して暮らし続けられるまちへ 新たな時代へ挑む予算」と位置付け、初年度となる第六期長期計画の各分野に掲げられた施策を着実に推進するとともに、新たな課題にも対応しながら持続可能な市政運営を行っていくため、限られた財源を重点的かつ効率的に配分することを基本に編成いたしました。

（２） 予算の特色

一般会計予算は 676 億 6,300 万円で、前年度に比べて 3 億 300 万円、0.4%の減となりました。

市の歳入の根幹である市税のうち、個人市民税は、納税義務者の増などにより、前年度に比べ 1 億 2,000 万円の増、法人市民税は、税制改正の影響により 3 億 600 万円の減、また固定資産税は家屋の新增築などにより 1 億 3,770 万円の増となりました。市税全体では前年度に比べて 0.1%増の 410 億 8,910 万円を見込んでおります。国庫支出金は、保育所等運営費や幼児教育・保育の無償化に伴う負担金の増などにより、前年度に比べて 3 億 2,702 万円、3.6%の増、都支出金も保育所等運営費や幼児教育・保育の無償化に伴う負担金の増のほか、国勢調査事務委託金の増などにより 5 億 8,452 万円、7.7%の増となりました。

歳出につきましては、総務費は私立幼稚園に対する施設等利用給付や国勢調査事業の増などにより、前年度に比べ 9 億 1,193 万円、10.2%の増、民生費は民間認可保育所運営委託や学童クラブ増築などにより、前年度に比べ 8 億 4,927 万円、2.8%の増、衛生費は武蔵野クリーンセンターや環境啓発施設の建設事業の減などにより 14 億 7,620 万円、19.7%の減、土木費は公園用地や道路用地の土地購入費の減などにより 5 億 8,594 万円、8.4%の減、教育費は総合体育館施設改修の減などにより 1 億 9,336 万円、2.3%の減となりました。

令和 2（2020）年度末における一般会計の市債残高は 118 億円、基金残高は 443 億円を見込んでおります。

各特別会計及び水道事業会計、並びに令和 2（2020）年度より公営企業会計に移行する下水道事業会計予算について申し述べます。

国民健康保険事業会計は、保険給付費などの減により、前年度に比べて 0.8%減の 129 億 1,787 万円を計上いたしました。

後期高齢者医療会計は、医療給付費の増などにより、前年度に比べて 2.8%増の 38 億 5,424 万円を計上いたしました。

介護保険事業会計は、保険給付費の増などにより、前年度に比べて 3.7%増の 119 億 8,852 万円を計上いたしました。

水道事業会計は、収益的収入は 37 億 2,955 万円、収益的支出は 36 億 7,551 万円で、収益的収入から収益的支出を差し引いた純利益は 5,404 万円を見込んでおります。資本的収入は 3 億 2,559 万円、資本的支出は 18 億 8,526 万円で、水道施設の維持更新に係るものは、配水施設費 3 億 6,072 万円、原水及び浄水施設改良工事費 2 億 2,121

万円で、資本的収入から資本的支出を差し引いた 15 億 5,967 万円の不足分は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金で補てんする予定としております。

下水道事業会計は、収益的収入は 30 億 9,807 万円、収益的支出は 30 億 4,804 万円で、収益的収入から収益的支出を差し引いた純利益は 5,003 万円を見込んでおります。資本的収入は 8 億 1,711 万円、資本的支出は 12 億 1,094 万円で、その主なものは管きょ建設改良費 7 億 4,535 万円、企業債償還金 3 億 2,118 万円で、資本的収入から資本的支出を差し引いた 3 億 9,383 万円の不足分は、損益勘定留保資金、引継金で補てんする予定としております。

以上、令和 2（2020）年度の施政方針を述べるとともに予算の規模及び特色についてご説明申し上げました。主要な施策の予算につきましては、予算の概要や予算参考資料にまとめましたので、ご参照いただければと存じます。

市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜り、市政の一層の発展のために全力で取り組んでまいる所存でございます。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。